

## 議 事

**柏木座長** それでは、予定の時刻となりましたので、第1回「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」を始めます。

このたび、本会議の座長を務めることになりました柏木でございます。よろしくお願いいたします。

まず、初めに、開会に当たりまして、法務大臣から御挨拶をいただきたいと思います。

**法務大臣** 法務大臣の森まさこです。「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」第1回会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、国内外の経済界・学会など幅広い分野で御活躍の皆様方、また、関係府省の皆様方にお集まりをいただき、厚く御礼申し上げます。

経済社会のグローバル化が急激に加速する中、日本の法令を翻訳して国際発信することは、国際化に対応したインフラ整備として、大変重要な取組であり、最近では、各方面から関心も要望も、高くなってきております。

私としても、この日本法令の国際発信は、日本の国益に資する、優先度の高い課題であると承知しております。

そのため、法務省を中心に政府を挙げて取り組んでいる法令外国語訳整備プロジェクトについての司令塔が不可欠です。

本会議は、その司令塔となるものとして、新たに開催するものです。

本プロジェクトについて、このような官民の枠組みが設けられることは初めてでございます。

本会議のイニシアティブに大いに期待するとともに、ここで御議論いただいた成果は、政府としても、しっかり受け止めて対応したいと思います。

皆様方には、本プロジェクトの戦略的推進に向け、重点課題や優先順位等について、その御知見を活かし、幅広い観点から活発な御議論をいただきますよう、お願い申し上げます。

**柏木座長** ありがとうございました。

ここで法務大臣は、公務のために退席されます。

**法務大臣** よろしく願いいたします。

**柏木座長** それでは、本日の議事に入ります。

本日は、第1回目ということで、まず、事務局から、会議メンバーの御紹介と資料の確認、本会議の運営に関する説明をお願いいたします。

**藤田参事官** 本会議の庶務を担当します藤田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、では最初に、本会議のメンバーのお名前を御紹介させていただきたいと存じます。

まず、本会議の座長をお務めいただきます、東京大学名誉教授の柏木昇様でございま

す。

**柏木座長** 柏木です。よろしくお願いします

**藤田参事官** 続きまして、民間団体の構成員を順次、御紹介いたします。

まず、日本経済団体連合会から、経済法規委員会企画部会長をお務めの佐久間総一郎様でございます。

**佐久間委員** よろしく申し上げます。

**藤田参事官** 続きまして、欧州ビジネス協会副会長をお務めのマイケル・ロフランド様です。

**藤田参事官** 次に、国際商取引学会会長をお務めの久保田隆様。

**久保田委員** よろしく申し上げます。

**藤田参事官** 続きまして、在日米国商工会議所副会長をお務めのエリック・セドラック様。

**藤田参事官** 次に、日米法学会評議員をお務めのダニエル・フット様。

**フット委員** よろしく申し上げます。

**藤田参事官** 次に、日本商工会議所特別顧問であられる大島博様。

**大島委員** よろしく御紹介いたします。

**藤田参事官** 次に、日本弁護士連合会会長の菊地裕太郎様。

**菊地委員** よろしく申し上げます。

**藤田参事官** 次に、関係府省の構成員を順に御紹介いたします。

内閣官房内閣審議官、濱野幸一様。

**濱野委員** よろしく御紹介いたします。

**藤田参事官** 内閣府対日直接投資推進室長、黒田岳士様。

**黒田委員** よろしく申し上げます。

**藤田参事官** 次に、内閣府知的財産戦略推進事務局次長、渡邊厚夫様。

**渡邊委員** よろしく申し上げます。

**藤田参事官** 次に、外務省国際法局長、岡野正敬様。

**岡野委員** よろしく御紹介いたします。

**藤田参事官** 法務省からは、司法法制部長の金子が参加しております。

**金子委員** よろしく申し上げます。

**藤田参事官** また、本会議に御参加いただきますオブザーバーの方を御紹介いたします。

独立行政法人日本貿易振興機構理事の仲條一哉様。

**仲條オブ** よろしく御紹介いたします。

**藤田参事官** 最後に、日本法令外国語訳推進会議座長をお務めである阿部博友様。

**阿部オブ** よろしく御紹介いたします。

**藤田参事官** ありがとうございました。それでは、引き続き、本日の配布資料を確認させていただきたく存じます。

皆様のお手元には、事務当局から用意した資料といたしまして、資料目録ございますけれども、資料1から資料6までの資料を用意しております。御不足がありましたら、また、お知らせをいただければと存じます。

続きまして、本会議の運営方針について、第1回ですので御説明させていただきます。

本会議の議事等につきましては、お手元でございます「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議の運営方針について（案）」に記載した内容を予定しております。

本会議の議事は、柏木座長に整理をしていただくことにしております。また、座長は、座長代理を指名することになっておりますので、後ほど、柏木座長に指名をしていただきます。

本会議の議事の取扱いでございますけれども、会議の冒頭に限り、報道機関に公開することとし、会議に関する取材等につきましては、座長及び事務局で対応することといたします。

また、会議資料や会議の議事録につきましては、会議終了後に法務省ホームページで速やかに公表することとしております。

以上が、会議の運営に関する方針でございますけれども、このような進め方で皆様方よろしいでしょうか。

（異議なしとの発言あり）

ありがとうございました。それでは、この方針で進めることとさせていただきます。

ではここで、座長代理の指名を柏木座長にお願いしたいと存じますので、お願いいたします。

**柏木座長** はい、座長代理につきましては、佐久間委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

（異議なしとの発言あり）

**藤田参事官** ありがとうございました。それでは、以後の議事の進行の方は、柏木座長にお願いいたします。

**柏木座長** ありがとうございました。それでは、議題に入ります。

まず、法令外国語訳整備事業の現状と課題について、事務局から説明をお願いします。

**藤田参事官** はい、冒頭の説明は簡略にしたいと存じますけれども、お手元の資料目録に従いまして、簡単に資料の御説明をさせていただきます。

お手元に資料目録を御用意いただきまして、御説明を聞いていただければと思います。

まず、資料1という資料を御覧ください。パワーポイントになっておりますけれども、法令外国語訳整備プロジェクトについて、経緯と現状を記載した資料になります。

1ページを御覧いただきますと意義を記載しておりまして、あわせて2ページが意義でございます、3ページに経緯が記載してございます。法令外国語訳整備プロジェクトは司法制度改革の取組として始まっておりまして、平成21年からは、法務省によるデータベースの運用が始まっております。今年4月でプロジェクトが本格化10年を迎えたという内容になってございます。

4ページ、5ページが現在、法務省ホームページで提供しているサービス内容でありまして、現在、約750の英訳法令を無料公開してございます。また、統一的な翻訳を実現するために法令翻訳用の辞書などの策定・改訂作業なども実施しているところでございます。

お手元5ページにありますとおり、現在のデータベースシステムでも日本語英語での検索機能や閲覧表示機能を提供しているところでございます。

6 ページを御覧いただきまして、今日、第 1 回を開催している官民会議体ができるまでの従前の推進体制でございます。従前は、関係省庁の官房長クラスで構成される連絡会議というのがございまして、そこで翻訳整備計画などを策定しておりました。

また、6 ページの右下でございますけれども、日本法令外国語訳推進会議という学者・弁護士の専門家による会議体を設けまして、ここで実際の翻訳の品質チェックなどを行ってきていただいております。この座長が、本日、オブザーバーとしてお越しいただいております阿部先生にお務めいただいております。

7 ページが今、法令翻訳を行っている業務フローになります。現状としましては、各府省庁が にある翻訳整備計画を毎年立てまして、 の個別法の翻訳を実施するところまでをやってございます。その後、提出を受けた法務省の方で品質検査を行った上で、データベースでの公開業務を行うというような体制になっております。

8 ページでございますけれども、この法令外国語訳整備プロジェクトにつきましては、政府で閣議決定などされました各種の施策に位置付けられた取組となっております。本日お越しの関係府省の皆様は、これらの施策を指導したり、後押しする立場にある官庁の皆様ということになります。

続いて 10 ページでございます。今年に入ってから動きを少し御説明しておきます。このプロジェクト 10 年を契機といたしまして、今後の中長期的な方針であるとか、可能性を議論するために、有識者会議であります「日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議」というものを今年初めに立ち上げまして、3 月に提言をまとめていただいております。

この提言そのものは資料 3、4 として別途配布させていただいております。また、そのポイントをお手元の 11 ページに記載をさせていただいております。このプロジェクトの今後の優先課題といたしまして、例えば、翻訳のスピード改善であるとか、ユーザー目線でのサービス向上といった指摘をいただきました。また、司令塔となる官民の会議体の立上げや新しいサービスの実現、更には AI を含めた機械翻訳の活用、産学官連携などにつきまして、具体的課題を御指摘いただいております。ビジョン会議につきましては、本日も座長をお務めの柏木先生に座長をお務めいただいております。

1 枚めくって 12 ページを御覧ください。このビジョン会議の提言を踏まえまして、その後、関係省庁連絡会議でもオーソライズされたものとして、本日第 1 回となります官民戦略会議を開催することになったわけでありまして、皆様を構成員として今後、動かしていくこととなります。

13 ページを御覧いただきますと、こちらがビジョン会議で提言されました新しい官民戦略会議の位置付けを示したものでございます。政府の取組の司令塔といたしまして、関係省庁連絡会議に対して、意見・要望をあげていただき、また、政府の取組をしっかりとチェックしていただく、正に司令塔としての役割をこの官民の会議体には果たしていただくこととなります。

14 ページでございますけれども、今年の春のビジョン会議の提言を受けて、すでに開始した新しいサービスの一例であります。法務省では、今年 9 月以降、国会で成立した法律や国会に提出した法案、そういったもののアウトラインにつきまして、いわゆるポンチ絵を英訳して公開するというサービスを試行的に既に開始をしております。

最後に、このプロジェクトの利用状況につきまして、残りの資料に基づいて、簡単に説明いたします。

16ページを御覧いただきますと、公開済みの英訳法令数は着実に増加している状況にあります。

17ページにありますとおり、1日当たり10万件前後のページアクセスをいただくというサービスにまでできているところでございます。

18ページが現在公開しております翻訳の法分野ごとの資料でございますけれども、金融関係、知財関係、基本法、あるいは労働関係、そういった法令が翻訳として多くなっております。

19ページは、それを法令ごとのランキングで示したものでございます。

最後に、20ページでございますが、本サービスへのアクセス状況を、アクセス場所から見た調査結果をまとめたものになります。

以上が本プロジェクトの概要になります。

あわせてお手元には、資料2としまして、本サービスを幅広く一般にPRするために作成したチラシを、広報用のものとしてお配りをいたしております。

以上、いずれの資料も英語のものがございますので、いずれかを御参照いただければと思います。

現状に関する説明は以上となります。

**柏木座長** ありがとうございます。

それでは、報道関係の方は、ここで退出をお願いします。

**柏木座長** 本会議は、先ほど、事務局の説明にもありましたように「日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議」の提言を受け、「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」の決定により開催するものであります。

皆様には、法令外国語訳整備プロジェクトの重点課題や優先順位等について、ユーザーの目線から御意見をいただき、幅広く御議論いただきたいと思いますと思っております。

それでは、意見交換に入ります。

本日は第1回ですので、まず、民間構成員の方から、お一人5分程度の持ち時間で、御意見をいただきたいと思います。まず、佐久間委員、お願いいたします。

**佐久間委員** ありがとうございます。それでは、私から話をさせていただきます。

事務局から説明がありました将来ビジョン会議に私も参加させていただきました。今回、続けて、官民戦略会議に参加させていただけることに感謝申し上げます。

ただいま、事務局からの説明にありましたように、法令翻訳という非常に手間のかかる地道な作業をずっと続け、かなり充実した翻訳情報や辞書等を整備されてきたということにつきまして、まずは、これまでの皆様の御尽力に感謝申し上げます。

更にビジョン会議の提言以降も、精力的に取組がなされ、着実に重要なソフトインフラが整っていると思っております。

その上で、何が重要であるかということ、今回は、日本法令の国際発信という課題ですから、それに照らせば、やはり法令そのものの翻訳は基本的にインフラとして重要ではありますが、法令改正、また新たな法ができた場合に、その概要が英語版でタイムリーに出

るということは非常に重要だと思います。

その理由は3点ありまして、まず、我々ビジネスマンは、ビジネスをする上で、制度に興味があるというか、制度を知らなければいけないけれども、法令そのものをまず見ません。見てもわからない。知りたければ、やはり概要を見るということです。

つまり、法令の本文そのものというのは、専門家しか見ないということではないかと思えます。更に専門家にとっても、法令そのものを最初から見に行くというのも、なかなか大変で、やはり概要があれば、全体像や趣旨が分かって、当たりをつけて法令を見て検証できるということで、概要は大変有用だと思います。

更に概要情報は、メッセージとして非常に重要だと思います。したがって、概要情報は必ずしも日本語の翻訳である必要はないのかもしれませんが。ここは検討すべき点だと思います。

一つ最近の例でみますと、外為法が改正されるということで、これは当然、安全保障対策として改正されるわけですが、一部では外資規制の強化を狙ったものだと、誤った受止めをされているような懸念もござります。

OECDの関係で、投資週間というものが10月にありまして、その時に海外の同僚と議論して、日本の外為法の改正で、スレッシュホールドが1パーセントになるという話を私がしたら、みんな、ものすごくびっくりしまして、私の国でもスレッシュホールドを小さくしているが、日本では、10パーセントを1パーセントにするのかということでございました。

この点などは、非常に気をつけるべき点であり、外資規制強化ととられる可能性があることを前提に、概要情報を作成する必要がある。概要情報については、この点に気をつけて工夫しながら、タイムリーに英語版を公開することが極めて大事だと思います。

また、公開している累計法令数は700以上もあり、辞書などもすばらしいのですが、検索にもう一つ工夫がいるのではないかと思います。ここにタブレットがありますけれども、例えば、これで会社法を調べようとすると、法令名を知っている人が「会社法」と入れれば、法令で出ますけれども、キーワードで「会社法」と入れても、上の方には出てきません。また、今やっただいて、キーワードで「会社法」と入れていただくと、会社法は下の方にしか出てきません。最初に出てくるのが「一般社団法人等々」という法律が出てくるということで、一方グーグル等では知りたい情報が上位に出てくる工夫がされています。会社法が非常に重要というのは、先ほどの統計でもはっきりしています。加えて、例えば、独禁法、日本では、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」と私でも全部、覚えていない名前なのですが、海外の人がこれを調べようと思うと、当然、「competition」というキーワードを入れると思うのですが、これでは独禁法が出てきません。

知りたい情報が上位に出てくる工夫といったような、まだまだ改善すべきところが検索についてはあるのではないかと思います。これは今後、対策が取られるだろうと思いますが。

柏木座長 ありがとうございます。

続きまして、ロフラード委員、お願いいたします。

ロフラード委員 EBCは、ヨーロッパのビジネスの関係から、本当に感謝しております。

す。うちのメンバーについて、ユーザーはヨーロッパの方が多くと思いますので、このサービスは素晴らしいサービスだと思っていますので、本当に大事なことだと思っています。

EBCには意見が五つあるんですけども、まずは、さっき言ったとおり、今、700本の翻訳がありますが、それに対しては、数はあまり必要ないと思います。ただ、アップデートのスピードは、1番大事なポイントだと思っています。数よりスピードが大事だと思います。やはり、法律のアップデート、規則のアップデート、ちゃんと翻訳されていない場合は、元々の翻訳の意味がないと思いますので、スピードは1番大事だと思っています。

2ポイント目は、前の翻訳もデータベースに残した方がいいと思います。やはり、いろんなバージョンがありますので、場合によっては、また、前のバージョンを使うこともありますので、必要だと思いますので、これもあれば、英語で言うと disability という意味で、キープした方がいいと思います。

3番目は、デリケートな話ですが、実は、今の実際の法律とか規則だけではなくて、将来のディスカッション中の法律があれば、そういう翻訳もあった方がいいかなと考えております。なぜかと言うと、いろんな外国人も増えてきて、外国のビジネスも増えてきて、いろんな海外の意見があると思います。もし、法律が決まって、その後、ヒアリングするのはちょっと遅いかなと考えていますので、途中で意見が出せる可能性があれば、逆にいいと思います。

4番目は、翻訳のプロジェクトは、実は英語だけでも十分だと思います。他の言葉、中国や韓国はヨーロッパのビジネスだから、全然構わない。英語版は必要だと思います。

5番目の件は、このデータベースは、まだ知らないユーザーがいっぱいいると思いますので、やっぱりPRがかなり必要だと思います。うちのEUビジネス協会も、ぜひ使ってください。うちのメカニックもそういうPRや、アメリカ、JETROの方もみんなが、そういうPRができると思います。

5つほど言いましたけど、最後のポイントなんですけど、将来のこういうミーティングは、うちのEBCから出すこともうれしいですが、将来的に英語で行われる可能性があれば、もっとターゲット力のあるメンバーが参加できると思いますので、それを検討してください。

ありがとうございました。

柏木座長 ありがとうございました。

それでは、久保田委員。

久保田委員 国際商取引学会の久保田です。かいつまんでお話ししますが、資料5というところに我々、国際商取引学会の見解を一応まとめております。簡単に要点を説明しながら、御報告したいと思います。

まず、この日本法令外国語訳整備の取組に関しては、法学・商学の学者・実務家300名程度で構成する我々国際商取引学会としては、日本の国際競争力を高める上で、大変重要な取組だと高く評価しておりまして、政府が引き続き主体的に取り組んでほしいと思っています。

大変高く評価した上での残る課題ですが、まず一番目の翻訳の量質スピードの向上と

いうところですが、佐久間先生がおっしゃったように、要点とか抄訳といった形で、概要情報を迅速に英語発信していただくというのが大事なのではないかと思っております。

佐久間委員の御指摘された外為法については、私も思うところがありまして、本法令外国語訳整備は、2017年5月の改正については、2018年の3月に訳出しているという大変スピーディーな訳をされておりますので、ぜひ先月、2019年11月に成立しました外為法改正、すなわち安全保障上重要な日本企業への出資の事前届出の範囲を拡大したという件についても、施行が来年の春なので、それまでに、できれば概要やポンチ図を英訳して公開していただくと大変ありがたいというふうに考えております。

また一方で、まだ誰もあまりご指摘がなされていないものの重要な分野としては、租税法があるように思います。例えば、租税特別措置法という法律がございます。

JLTを見ますと、租税特別措置法については2008年改正が2010年7月に訳出されましたが、その後はずっと放置されているんですね、ところが、現在に至るまでの約10年間、この法律はほぼ毎年改正されてありまして、今年度改正でも国際課税もありますし、当然、国際取引になります、仮想通貨の譲渡損益に関する改正もございます。外国人には深く関わる内容ですので、これこそ正に概要やポンチ図によるタイムリーな訳出をしていただければ望ましいと考えております。

2番目のJLTの方の改善ですが、佐久間委員の仰られた「検索」に関するご指摘に大いに賛成する次第です。佐久間委員は会社法について調べられたのですが、私は租税法について調べました。例えば、法人税法を引こうとして、「corporate tax」として引くと、本来の目的に殆ど関係のない保険業法施行令が一番最初にでてきます。かなりスクロールしていったら、やっと法人税法に相当するcorporate tax actが出てくるのですが、これだとちょっと使いにくいと思います。重要度順に並べ替えて、冒頭にcorporate tax actがパーンとでてくるような、そういう検索システムだと有難いと思います。

3番目が翻訳法令用語日英標準対訳辞書に関するもので、実物はこちらにあります。この辞書の作成に当たっては、実は私も下っ端の方で少し働かせていただきまして、いわば汗と涙の結晶です。10年くらいかけて一生懸命作りましたが、これをそのまま放置しておくのはもったいないので、学会として何らかの貢献ができないかと考えております。例えば国際法学会というところが国際法辞典というものを出版してありまして、この分野では必携のものであります。であれば、例えば国際商取引学会も協力させて頂き、法令用語対訳辞典として世間の批判に堪え得る書物を出せば、これまた学術的な金字塔を作れるのではないかと思います。先日、私の懇意にしている中央経済社の担当者との話を雑談したら「それすごく良いですね。」という話だったのですが、実務的にも学問的にも有望なチャンスになりそうな気がします。

4番目はAI翻訳に関するものです。AIを翻訳1次案の作成として、実用できる可能性のあるものから試行していくことは大賛成です。ただし、AIで全てが解決するかどうかという点、私はやや懐疑的でありまして、現在のAI技術では、法律用語では頻出する二重否定や三重否定があると、割と誤認識し易い課題があります。

特に租税法や金融法など、細かな法律については、例外の例外が多数出てきますが、それが正確に処理できるのか、あるいは日本語の言葉のあやみtainなものを正確に読み取れるのか、さらには行間を読まなければならない法律も当然出てきますが、AIが読める

のかというと、やや心配です。従って、一方で慎重に判断しながらも、他方でできる部分から早めに手をつけていただくのが有難いと思います。以上です。

柏木座長 ありがとうございました。

続きまして、ACCJのセドラック委員、お願いいたします。

セドラック委員 ACCJのエリック・セドラックと申します。本日は通訳を通して意見を述べさせていただきます。

(以下、通訳を介して発言)

まずは、日本法令の国際発信に関する法務省の皆様のご尽力に感謝を申し上げたいと思います。私ども在日米国商工会議所メンバー、そしてここにおります私たち自身も、多くの法令がすでに翻訳されているということに関して、非常に感謝しております。

これから提言をさせていただきますけれども、これは批判ではなく、今あるものに対して、これからそれを更によくするものとして受け止めていただけたらいいなと思っております。

翻訳について、こちらの皆様の資料の中に「quality・品質」に関する懸念が示されておりますが、私どもとしては翻訳の質よりも、正確であるかどうかという点を重視しております。quality(品質)と言ってしまいますと、厳しすぎるかなという印象を受けます。私どもとしては、法令を正確に理解できるように、もっと自然に受け入れられやすいような英語を使っていただけたらというふうに考えております。

一般的には、通訳・翻訳というのは母語に直すのが一番自然だと言われておりますので、英語を母語とするような方が、プロジェクトの最初の方から関与していただくのがいいのではないかと考えております。皆様のドキュメントを見ておりますと、proof readingといった形で最後の校正というところで登場されますけれども、そこでは翻訳過程の最終段階となっており遅すぎるのではないかと考えます。プロジェクトのより早い段階で関与していただけたらと思います。

そして、これは久保田様も御指摘されたとおりでありますが、日本語の構成が外国人からみると非常に難しい点が多々あるかと思えます。

例えば、二重否定も混乱しますし、「また」、「や」といったような表現も多々出てまいります。また、法令の中には主語がない場合もありますし、最後の方では「など」という「等」ですね、あれが入りますと、この「等」というものが何を指すかも明確ではないということで、困惑をしてしまいます。

私どもとしては、法律だけでなく、法律を底支えしている周辺のことでももう少し理解したいと思えますので、各法令にガイドラインとかあると思えますが、もちろん翻訳のための資源も限られていますので、ユーザーのフィードバックを参考にしながら、優先順位をつけた上で、法の周辺の情報に関しても訳されていないものがありましたら、ぜひ翻訳をお願いしたいと思います。

そして、検索機能も複雑であるように思えます。的確で対象が絞られた検索結果が検出されるように検索機能の質の向上が図られるといいかなと思えます。

例えば、検索ワードですが、「独占禁止」で「antitrust」というとヒットはゼロですけれども、「competition(競争)」と入れるとたくさんヒットします。さらに「antimonopoly」独占禁止ですが、ハイフンを真ん中に入れるか入れないかで、ヒット数

が変わってきます。

また、民法でも同じく「Civil Code」と「Civil Act」, 「Civil Law」で、それぞれヒット数が変わってまいりますので、同じものを示す検索ワードに対する検索結果に一貫性が保たれるといいなと思っております。

これはもう一つの要望なのですが、これはあったらいいなということで、大変な労力がかかるものではありませんが、相互参照 (cross reference) といった、ある法律の中で別の法律やガイドラインについて言及している場合は、その法律やガイドラインへのリンクが設置され、クリックするだけで、その法律やガイドラインを参照できるようにしていただきたい。

時間がかかってしまい申し訳ありません。最後ですが、アップデートということで、載っている法律が最新化されていること、更新されているということが非常に重要だと思っております。

私どもの税制委員会のメンバーが、ある日、税金関係の法律を検索したところ、サイトに載っていたものが最新ではなかったということがわかったということで、外国の企業ですので、本社が外国にあり、法務担当をしている者も日本にはいないかもしれない、そういった方々が、非常に信頼して心を寄せるのは日本法令外国語訳データベースシステムのサイトですので、こちらのサイトに載っている翻訳が最新でないと混乱が生じ得ます。また企業にとりましては法的ルールを正しく理解し、ルールに則った行動を取ることが難しくなります。

最後にもう一つコメントを付け加えさせていただきます。フィードバックを受けた上で、こういったものを簡単にまとめていただけたらとか、こういったものをアップデートするといったようなフィードバックを受けられるところがあるといいなというのが1点と、あと、私ども在日米商工会議所としては、メンバーから多くの具体的なフィードバックを得ておまして、例えば、税金関係、年金関係、統合型リゾートですとか、マネロン関係ですとか、消費者庁関係、あるいは労働関係、こういったところの法律も翻訳を充実してほしいといったコメントがありますので、これは後ほど、皆様に提出させていただきたいと思っております。

ありがとうございます、時間をかけてしまい申し訳ございません。

**柏木座長** どうもありがとうございました。

それでは、ダニエル・フット委員。

**フット委員** 佐久間委員同様、私も将来ビジョン会議に参加させていただきました。当初、10年間で日本はここまで来たっていうのは、立派ですねという印象でした。しかし、ビジョン会議において、他の国の話も御紹介いただき、多くの言語で様々な資料が同時に発信されるEUはともかくとして、韓国ですとか中国ですとか、日本よりはるかに速いスピードで、数多くの法令・資料、しかも使い勝手のよいホームページで、用意しているのを見ますと、日本はまだまだ課題はたくさんあるという印象ではあります。

その課題の中から1つだけ、私から見て、1番重要であるかどうかはともかくとして、見落としてはいけないものは、各省庁に委ねられていることによるばらつきの問題です。省庁ごとに見ますと、中には20%ぐらいの法令が翻訳されていますけれども、中には1%未満というところも結構あります。

各省庁に委ねると何が重要であるのか、おそらく予算も関係してくるはずですが、まず、何を翻訳するのか、誰に頼むのかというのを、まず省庁ごとに委ねていくと、こういうばらつきが出てくるのは、あるいは当然なのかもしれません。けれども、その解消のために、何らかの形で、より中心的な団体と言いますか、委員会で、どれを翻訳すべきかというのを決めていくことは重要であるように思います。

もっとも、何が重要であるかという判断について、それもいろんなファクタが絡み合っているように思います。これまでの翻訳対象となっている法令の多くは、ビジネス関連のもので、しかも、この官民会議でもビジネス関連の人が多いのです。もちろんビジネスのニーズが大事ですが、すでに日本に住んでいる外国人が多く、そしてこれから外国人労働者が増えていく時点において、ビジネスだけではなく、一般市民と言いますか、日本に住んでいる外国人も重要な対象とすべきであるように思います。あるいは、旅行者で急に法的ニーズが出てきた場合も、調べたいことは出るはずで。

しかし、そういったニーズをどうやって把握するのか、また難しい問題です。これまでのユーザーに関する情報は、いくつかあります。しかし、それは鶏と卵のような問題があります。つまり、何を提供しているかによって、ユーザーが決まってしまうこともあるわけです。消費者向けのもの、労働者向けのもの、あるいは社会福祉関連のもの、住んでいる外国人にとって、身近な問題はたくさんありますけれども、そういったタイプのものが載っていれば、場合によっては、ユーザーのカテゴリ、グルーピングが違って来るかもしれません。

しかし、そこでもう1つ大きな問題が、結局、ホームページの使い勝手です。ビジネスですとか、あるいは法律事務所ですとか、確かに様々な工夫が伴いますが、「独禁法」、*「antimonopoly」*などの話もありましたけれども、ビジネスや法律事務所ですと、それなりに対応できるはずで。しかし、一般人、一般外国人には、それは無理ですので、そのためにも使いやすいホームページがとても重要です。しかも、全体のホームページで、どのような問題を抱えているのかに関する大雑把な法分野のリストから始まり、decision treeのような形で、具体的な悩みをたどっていけば、適切な法令の条文にたどり着くというような仕組みのホームページがあってしかるべきだとは思っています。

ですので、まず、ユーザーに向けて、ユーザーに合った翻訳が重要ですが、ユーザーのニーズを把握することの難しさ、そのためのいろんな工夫が必要であるというように思います。

今度は1点だけなのか、あるいは多くの点も絡んでいるかもしれませんが、2点目としては、これまでも何回も出てきた話ですが、スピーディーで、迅速に翻訳が出るのが重要です。そして範囲に関して、概要まで広げていくというのは、それはとてもいいように思いますし、法務省に加えて、全ての省庁でも同じように概要の翻訳発信が進むとありがたいです。さらに、欲を言えば、例えば注釈六法に載っているように、重要な判例のリストですとか、あるいは重要解説のリスト　もちろん、そこまで翻訳するわけにはいきませんが、そのリストくらいを提供すればありがたいです。中には、すでに翻訳も出ているものもありますので、その翻訳へのリンクを張っていけば、より広がりのある資料になるのではないかと思います。

しかし、菊地委員の意見書にも出てくるものですが、こうしたことを実現するの

にマンパワーの問題はあります。質を高めてよりスピーディーで、より数多くのものを翻訳するためには、将来的に、あるいは、比較的近い将来にAIが発展していくかもしれませんが、現時点において翻訳者のマンパワーも非常に重要です。

ビジョン会議において、例えば資格制度を設けることによって、翻訳者になるインセンティブを与えるという話もありましたけれど、何よりも重要なのは報酬です。十分な報酬があれば、有能な人が翻訳者になるでしょう。現時点では、例えば法律事務所における翻訳者、あるいは、ビジネスにおいて翻訳の専門家もいますけれども、そういう人たちにそれなりの報酬が出るはずで、政府として、マンパワーを上げるためには、何らかの形で報酬を上げる必要があるだろうと思います。財政的に難しいということも承知しておりますけれども、マンパワーのことを考えれば、どうしても必要になります。

最後に、辞書関連で、対訳辞書はとても重要ですが、私の理想は、より充実した法律辞典です。逆の場合、日本語で英米法関連のもので、1991年に初版が出た『英米法辞典』という素晴らしい辞典があります。故田中英夫先生が大変な熱意で引っ張っていったプロジェクトですけれども、日米法学会の会員の多くも参加しました。また、今現在、その修正版のための作業が進んでいます。単なる対訳集に止まらず、それぞれの用語の意味合いに関する詳しい説明、それに絡む議論や歴史的意義の説明、あるいは、イギリスとアメリカでは違うように使われている場合や違うコンテキストで使われる場合の意味合いなどについて、詳細な説明が載っています。

そのようなものがあれば、日本法を調べるとき、「あ、なるほど。この用語は、こういうコンテキストでは、こういう意味ですけど、別のコンテキストでは、こういう意味になる。」あるいは、重要な概念、原理・原則の意味合いおよびそれに絡む議論の説明などの載っている辞書があれば、海外での日本法の理解に大いに役立ちます。もっとも、私は英米法辞典の作成に直接的には絡んでいませんでしたが、多くの友人や知り合いはその作業に関わっていて、私が横から見ていて、作業はどれだけ大変だったかよく分かります。同じようなものの日本法版の作成を考えただけで気が遠くなります。それでも、日本の法制度を外国人に発信するためには、そのような辞書まで作っていくということは、長期的なプロジェクトにすればよいのではないかと思います。

**柏木座長** ありがとうございます。

続きまして、大島委員、お願いいたします。

**大島委員** 日本商工会議所の大島です。商工会議所は、日本全国で515か所に設置されていて、中小企業を中心に125万会員を有する団体です。本官民戦略会議では、経済団体の立場から意見を述べさせていただきたいと考えております。

本日は、初回ですので、まず、足下における中小企業をとりまく環境を御紹介いたします。現在、我が国は人口減少や超高齢化といった構造課題により、年々深刻化する人手不足や地方の疲弊といった様々な課題を抱えております。

中小企業は、こうした影響が大企業よりも早くかつ深刻な形となって現れており、経営環境は大変厳しい状況にあります。目下の人手不足を打破するためには、生産性の向上が欠かせません。

生産性向上の手段としては、AIやIoTなどのデジタル技術を活用して、高い付加価値を創造していくことや、優れた技術を持つ外国企業を誘致することなどがあげられま

す。外国企業を誘致する取組として、法令外国語整備プロジェクトは大変意義のあるものと考えております。

今回は、本プロジェクトに対する要望を四つ申し上げます。

まず、どのような法令を外国語化していくのかを検討するに当たっては、外国からの投資を呼び込むものや、外国人が日本で事業をしたり、安心して生活したりする上で必要な法令を優先していただきたいと考えております。

二つ目は、現在の日本法令外国語訳データベースシステムのウェブサイトが、誰がどのようなニーズに基づいて利用しているのかを徹底的に調査するとともに、ウェブサイトの利用者、ユーザーから今後、外国語化を望む法令や使い勝手が悪い点の改善要望を具体的に聞き出していく必要があると考えています。

続いて、三つ目は、現在、法案が通過した後で英語化に着手し、正式公開までに約3年程度の期間を要しているとのことですが、例えば、税制のような毎年改正される法令を3年後に公開しても意味がありません。仮に、英語以外の言語にも翻訳することになった場合には、より多くの時間が必要になります。法案成立後、外国語化した法令を迅速に公開するためには、法令作成段階から外国語化に着手するなど、まずは、プロジェクトの推進体制を整備する必要があると考えます。

最後に四つ目は、日本語の法令を日本人が読んだとしても、なかなか理解するのが難しく、ウェブサイトや書籍の解説を見たり、弁護士に相談したりしてようやく理解しているのが一般的な状況だと思えます。

このような中、外国人が英語化した法律を一読しただけで理解できるとは到底思えませんので、逐条解説を翻訳するなど法令以外の補足情報も充実させるべきだと考えております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

**柏木座長** ありがとうございました。

最後になりましたけれども、菊地委員、お願いいたします。

**菊地委員** 日本弁護士連合会会長の菊地裕太郎でございます。本日は、貴重な発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私ども連合会は、従来から、司法の国際化、法曹の国際化の課題に積極的に取り組んでまいりました。日本法令の国際発信もその取組の一つであります。

ぜひとも、法務省及び関係省庁の施策に積極的に関与し、協力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

法令の国際発信に関する直近の取組につきましては、先ほど御紹介がございましたけれども、資料6にあるとおり、本年1月に「日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン」に関する意見書を取りまとめております。

これを受けてかどうかはともかくとして、ビジョン会議において、かなり多くの趣旨を受け止めていただいたと認識しており、感謝申し上げます。本会議では、民側を代表して、引き続きユーザー目線から意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、本会議は、開催についてというペーパーにございますように、正に司令塔としての役割を担うというふうに書かれております。ぜひ、本会議において、優先事項、様々な要望事項、それらをまとめ、政府の戦略・方針に反映させ、強力にプロジェクトを推進し

ていただきたい、こういうことを切に願っております。

さて、今後の取組に当たり、私どもからぜひお願いしたい点を3点、申し上げます。

翻訳人材など体制の増強が一つ、二つ目が概要情報の拡充であります。三つ目が先程来出ておりますJLTサイトの改善についてであります。

第一に、法令翻訳のスピードと質の向上を早急に進めることであります。英訳法令の利用が大幅に増える中、法令翻訳のスピードと質の向上は急務であり、法令翻訳の効率的な体制の確立のためには、海外の取組も参考にしながら、翻訳人材の増強が必須と考えます。

英語ネイティブで日本語及び日本法に通じた専門家はもちろんのこと、翻訳チェックを行う日本人専門家も翻訳法令の品質、正確性管理には必須でございます。法務省においては、その体制強化に急ぎ対応いただきたいと思っております。

韓国は、法令翻訳を担当する専門の部署を設けております。数十人体制で法令翻訳を行っているとのことでございます。我が国においても、それに引けを取らないような体制の増強をお願いしたいと思っております。

また、今日のITやAIの技術進展に伴って、これらを翻訳工程に導入することにより、翻訳の加速化が大いに期待できると考えられますので、ぜひともITやAIの技術、特に機械翻訳を早期に導入し、まず法務省から積極的に活用し、検証すべきものと考えておりますので、ぜひ御検討いただければと思っております。

第二に、海外から見た場合の情報コンテンツの充実であります。法令の種類や内容は、改正が頻繁に行われるものや、内容が非常に複雑なものがあります。本年9月から、法務省で始められた法令概要情報の英訳公開は、法令の制定や改正の主要な内容を一覧性を持って伝える非常に有用な取組と考えております。

今後、できるだけ早期に法務省以外の各省庁の重要法令にも対象を広げた上、各省庁においても概要情報の迅速な翻訳・公開が継続的に行われることをお願いしたいと思えます。

第三に、海外に向けての情報発信、アクセスの向上を図ることです。日本法が国際法務の世界に浸透することは、日本企業による国際取引の円滑化や対日投資の促進に資するものと考えます。まずは、現在のJLTサイトをユーザーフレンドリーな機能を備えたサイトに改善することを求めます。

例えば、まず一つは、翻訳公開の表示画面の改善であります。パソコン以外のスマートフォン、タブレットなど閲覧する媒体が異なる場合でも最適な画面表示が保たれるような機能、すなわちレスポンス対応を備えることが必要と思われれます。

さらに、質問に対するAI機能による自動返答システム、チャットボット機能や、JLTサイト利用者からの音声入力システムなどの機能を加えるなど、グローバルな時代に即したサービスを提供する必要があります。

二つ目に、一般の人はもちろん、障がいを持つ方や外国の方などにも配慮した機能の取入れ、すなわち見やすいフォントの使用、ユニバーサルデザインフォントの導入を工夫されるべきであります。日弁連も、レスポンス対応やユニバーサルデザインフォントは、すでにホームページで採用しておりますので、ぜひ使っていただきたいと思っております。

さらに、このようにして改善されたサイトに、ユーザーが容易にたどり着けるよう、先程来、意見の出しております検索エンジンの最適化を図るSEO対策などもあわせて行っていただきたくお願いいたします。

そして、これらを実現するためにも、今後も引き続き、私ども民間の提言も取り入れながら、各省庁において連携して実施していただくことをお願いいたします。

本日の会議でも、各委員の皆様から御指摘があると思いますが、特に重要性の高い事項を座長にまとめていただき、この会議の方針決定として、各省庁に重点的に対応を求めているかがでしょうか。

最後になりますが、有効な施策が迅速に実施されるために必要かつ十分な予算面の手当、ダニエル先生もおっしゃっていますが、やはり、お金がないとできないということで、ぜひ本会議で積極的に対応をお願いしたいと思っております。

さらに、差し出がましいようでございますが、この会議の場で各省庁が確保した法令翻訳の予算額のフォローも行って、正に司令塔の機能を果たしていただくように期待申し上げます。

長くなりましたが、以上でございます。ありがとうございました。

**柏木座長** どうもありがとうございました。

それでは次に、法務省の法令外国語訳推進会議座長の阿部先生から、御意見をいただきたいと思えます。阿部先生、お願いいたします。

**阿部オブ** ありがとうございます。貴重な御意見、大変参考になりました。

座長の阿部でございますが、まず、座長として心掛けておりますことは、日本法令の関連情報の世界に向けた発信であるという性質上、翻訳のその内容が、正確でなければならぬということです。今後スピードアップを図っていくにしても、品質を犠牲にしてはならないと考えております。

法令は、それぞれの法主体の権利や義務にかかわる規範であり、それに違反した場合は、制裁を伴うことがあります。したがって、翻訳の質というものは、確保していかなければなりません。

法令翻訳の正確さということとは、日本語の条文とその英訳の内容が一致しているというだけではなく、他の諸法令において、同じ意味を持つ用語を統一することが求められます。また、単語として類似していても、その意味が異なる用語については、その意味の違いを明確にして、その使い分けのルールも策定しなければなりません。また、外国語訳については、それを母国語とする方々に分かりやすい用語を選択する必要があります。そうした緻密な作業を通じて、はじめて正確でわかりやすい英訳になると考えております。すでに10年間、今申し上げた方針の下で外国語訳の作業が積み重ねられております。これまでの成果は、日本法令外国語訳データベースシステムに集約されており、そこに収録された、法令の英訳のみならず、対訳辞書や翻訳の手引は、今後の法令翻訳事業にとって大変貴重なアセットとなっております。

一方で、現在の翻訳事業に求められている課題は、法令翻訳のスピードアップと翻訳法令の網羅性の追求であると認識しております。

先ほどお話がありましたように、現在までに750件の日本法令が英訳されておりますが、これが全体のほぼ10パーセント程度にとどまっているので、全体として網羅性を

欠く点は、早急に改善すべき問題だと思います。

法令によっては、その制定や改正から2年から3年もかけて、初めて英訳が公開される場合があるという状況についても、改善が必要であり、各所管府省庁の皆様、法令外国語訳推進会議、そして実際に英訳を担当している翻訳家の方々それぞれの努力によって、改善を図る必要があると考えております。

今年の1月から3月にかけて開催された「日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議」において、日本の法制度の国際的な信用性、透明性を一層高めるために必要となる課題や取組について議論していただきました。従来を取組を、漫然と継続することは相当ではなく、ユーザー目線に配慮した課題対応と方針にそって改善を重ねてまいります。今回の会議におきましては、日本法令の外国語訳推進事業の信頼性、透明性を一層高めるために、ユーザーの目線から、より具体的なアドバイスをぜひ頂戴したく存じます。我々も、既存の路線に固執せず、新しいアイデアを取り入れて、これからの翻訳事業に生かしていきたいと考えています。

○**柏木座長** ありがとうございます。これで皆様に一言ずつ、民間の皆様にご意見をいただいたわけですが、何か補足として言いたいという方がいらっしゃいましたら、どうぞ御発言をお願いします。

はい、久保田委員。

○**久保田委員** 国際商取引学会の久保田でございます。

大した補足ではなく、少し言い忘れてしまった部分についてですが、JLTの改善要望の中でご説明し忘れた点を2つご説明します。

まず、外国人の方は日本人とは異なり、漢字とかひらがなは読みこなせないのが普通です。JLTでは現状、漢字やひらがな以外に英語でも入力できるのですが、外国人は例えば「担保」を「たんぼ」ではなく「tampo」とローマ字で認識することが多い（英語論文でもそのように紹介される）ので、できればローマ字入力にも対応できたら有難いと思います。詳しくは意見書に書いたとおりです。

もう1点は、今回事務局からご説明頂いた資料に関する点です。18ページのデータを見ますと、訳出実績を見ますと租税・財務が2パーセントと最下位になっております。今までも多くの委員が租税法関係でタイムリーな開示を希望する声が多く聞かれたように思いますが、残念ながら租税法関係が一番遅れていることが明確に示されました。そこで、租税法関係に関してのご要望のダメ押しとなりますが、ぜひ概要でいいので、タイムリーにアップデートしていただくということを考えていただければと思っております。以上です。

○**柏木座長** ありがとうございます。他にございませんか。菊地委員。

○**菊地委員** 未整備の法令ですが、ビジョン会議の報告でも重要法令の3割が未整備だというふうに書かれております。

私自身も驚いているのですが、例えば、民事訴訟法、破産法などの民事分野の基本法について、法改正に伴う翻訳がまだなされていない。

国際家事関係、例えばハーグ条約実施法、家事事件手続法や今日お話の税法関係、消費税法、関税法、それから行政規制関係、建築基準法、廃棄物処理法など、そもそも英訳が公開されておられません。これは正に由々しきことだと思っております。

やはり、数値目標を持って作業に取りかかった方がいいのではないかという気がいたします。例えば2年以内に優先的にこれら重要法令を翻訳しなければいけない、というような方針なども御検討いただき、この会議で打ち出していいただければ効果があるのではないかと思います。

それから先程来、阿部座長のお話にもありましたけれども、公開まで3年かかる。いろいろな事情があったり、大変なんでしょうけれども、やはり公開のタイミングの時機を失うということは、このプロジェクトの趣旨から問題があるのではとっております。

重要な法令や法分野を明確に定めた上で、それらについては、今後は原則1年以内の条文翻訳の公開を目指すという方針であるとか、それから先程来、有用と言われている概要情報については、原則1か月以内、遅くとも3か月以内くらいというような数値目標を掲げて、是非是非、量とスピードを高めていただければとっております。

そして、何が重要なのか、何を翻訳してもらいたいのかというような希望、アンケートなども頻繁に、今は年に1回程連合会にも来ますけれども、その吸い上げ方も工夫いただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、細かいことになりますが、会員から言われているのは、概要情報に国会の会期ナンバーが付されているがあまり意味が無い。西暦を加えてほしい。このような要望がございますし、それから先ほどお話が出ました、法令検索を行うのに検索名、検索枠に法令名を入れた場合に、現在は、当該法令名を含む関連法令が多数列挙される。当該法令がトップに出てくる機能を備えてほしいというのが切実な声でございます。以上です。

○**柏木座長** ありがとうございます。他にございませんか。佐久間委員。

○**佐久間委員** 皆様が言われておられるとおり重要ですので、全部やるべきだと思うのですが、やはり限りがあるところからすれば、特に、優先順位付けというのが、今回の会議の目的だと思います。

その上で、一つだけ私から御指摘したいのは、資料1の20ページです。これは、どこからアクセス数が多いかということと日本が85パーセント、私の感覚からすると、これは当然だと思います。

皆様の今までの議論の中ではっきりしていることは、法令を直接見る人というのは極めて限られているということです。普通の人が見ても分かりません。海外の弁護士、例えば、イギリスのlawyerが会社法の英訳を見て法的な判断を下すかということ、これも無理だと思います。日本の弁護士と同等の能力があれば別ですが、そうでなければ法的な判断を下すのは無理だと思います。そうしますと、イギリスの弁護士は日本の弁護士に聞き、日本の弁護士が見解を述べたときに、その根拠法令として会社法の英訳をつけて、ここに書いてあるとおりというやり取りになると思います。

これは、実際に、我々の法務の実務でも起きていますので、日本の弁護士が使っている可能性が極めて高いと思います。

ですから、海外の人が日本法令の翻訳を直接見る頻度が基本的に高くないという点は、やはり優先順位を考える上で非常に重要なことだと思います。海外の研究者の方は別ですけれども。

あと、アップデートされていないということは大変な問題で、アップデートされていない情報であれば載せている意味がないと、私は思います。翻訳対象の法令を増やすより、

一度載せたものについては、ある一定期間に必ずアップデートするか、アップデートできなければ降ろしてしまうくらいにしておかないと、先ほどセドラックさんがおっしゃった税法を見て、誤った判断を下してしまうリスクがあるので、この点が非常に重要ではないかと思います。

いずれにしても、概要情報は、あらゆる意味で非常に重要なので優先順位は非常に高いのではないかと思います。以上です。

○柏木座長 ありがとうございます。ではセドラックさん。

○セドラック委員 2点だけ失礼します。1点目ですけれども、プライバシー（privacy）などのもともと英語であるような言葉が使われる場合は、カタカナではなく英語でも検索できるようにしてもいいのかなと思っております。ハングルですとかアルメニア語ですとかアラビア語といったものに関しては、ローマ字から構成されていない文字言語ですので、そこではカタカナが必要かと思うのですけれども。

2点目ですが、日本の場合、多くのケースとして、他国がどうしているのかということを見た上で法が通過するということがあるように思います。例えばマネロン関係の規制ですが、日本は、アメリカの法を参考に日本における法律を日本語で整備し、それを英訳するというような形をとっていますけれども、このように米や英で英語で作られた法律を参考に作った日本の法律を英訳する際には、日本語の法律を英訳するのではなく、元の英語の法律を参考に英訳版を作成した方がずっと分かりやすい英訳版ができるのではないかと、思った次第です。

○柏木座長 ありがとうございます。時間も押してまいりましたので、この辺で自由討議を終わりたいと思います。本日は貴重な御意見をありがとうございました。

お話を聞きしていてちょっと感じたことがございます。この法令外国語訳というのは、10年、20年経つたと事務局の方から説明がありましたけれども、実際は、2004年に始まっております。

スタートの時には、日本では信頼できる読みやすい日本法の翻訳がないんだということが司法制度改革審議会の国際部会で話題になりました。それが新聞に出たら、経団連、商工会議所、ACCJから、それは大変だからすぐやれと。拙速でもいいからすぐにやれという指示が下って、このプロジェクトがスタートし始めたという経緯がございます。

そのときに何を考えたかという、やっぱり、関係者は、日本の法令の翻訳、これが大切だということを考えてんですね。だからさっきの辞書の見出し語が日本語で書いてあってローマ字で書いてない。ローマ字で書けば、アメリカの人とか外国の人が利用できるのに。それがローマ字で書いてないのは日本人が翻訳するんだと。だから、ローマ字はいらないんだと。日本語さえ書いておけばいいんだと。こういう発想がある。そういう発想が今でも少し残っているのではないかと。

で、今日の会議は、日本法令の国際発信、「日本法令」と書いてありますけれども、おそらく、「日本法令情報の国際発信」、つまり情報発信なんだと。

今日、皆さんからいただいた御意見は、まずニーズを捉えられていないのではないかと、一番大切な分野の法律がなかなか翻訳されていないというお叱りを受けたり、それからスピードが遅い。3年前の法律では全然役に立たないよ。正にそのとおりだと思うのですが、スピードと情報の内容、これは法令の翻訳、法律の条文だけの翻訳だけではなくて、

今日の皆さんのお話をお伺いしていると、むしろ法情報をどう英語で提供するか。しかもその中でニーズの高いものをスピーディーに提供するかということだけに話がいつている。

今度は、そのコミュニケーションの問題がありまして、ホームページは法律、条文の翻訳を載せるという発想が頭にあったんですけど、確かに非常に使いづらい。

そうではなくて、外国の人にいかに日本の法律情報を知っていただくかと、そういう観点で少し薄かったのかなという気がします。

おそらく、このスピード感、それから翻訳すべき情報の対象の選択、それからホームページの改革。これが中心になるのかなという気がしております。

で、本会議は、「関係省庁連絡会議に対して必要な資料の提出及び説明を求め、または意見を述べるができる。」ということになっておりますので、本日皆様からいただいた御意見は、民間側構成員の要望として、できる限り具体的な内容や目標として書面にしまして、事務局を通じて関係省庁連絡会議に報告していただくのが必要ではないかと考えております。よろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

次に、政府側の構成員の方から御発言をいただきたいと思っております。内閣官房内閣審議官。**内閣官房 濱野委員** 内閣審議官の濱野でございます。

内閣官房副長官補室におきましては、日本のインフラ輸出の政府部内の取りまとめ部局としまして、関係省庁と連携をしながら、インフラシステム輸出戦略に基づく各種施策を推進しています。

その立場から簡潔に申し上げたいと思っております。

日本のインフラシステムの海外展開に当たりまして、日本の法令等に対する各国の理解を増進することは、日本の企業が公平かつ公正な法の下で運営されている信頼性の高い存在であることを国際的に認知させるだけではなく、日本の法令が国際取引の準拠法として活用されることなどを通じ、日本の企業の国際競争力強化やインフラ輸出を円滑化するという意味で重要と考えております。

こうした観点から、既に英訳されております基本的な法令に加えまして、インフラ輸出に関連する行政法や規制・基準等に関わる法律、政省令を英訳していくことは、有益と考えてございます。また、英訳された日本の法令に対する一層の理解増進のために、訪日研修に加えまして、各国大学・大学院での講座の設置支援等を進めていくことも意義があると考えております。

これら法令の国際発信につきまして、法務省と連携をし、総合的かつ戦略的に取り組んでまいりたいと考えております。

**柏木座長** ありがとうございます。内閣府対日直接投資推進室長。

**内閣府 黒田委員** 対日直接投資推進室長の黒田でございます。

対日直接投資、また、外国企業との連携と言いますのは、我が国にない技術とかノウハウ、販路、そういったものを我が国の企業が獲得できることで、イノベーションにつながるということで、生産性向上、成長力の強化につながるという観点から、目標値、2020年末に対日直接投資残高35兆円にするという目標を掲げて促進しているところでございまして、そういった施策の中に、我が国のビジネス環境をよくする、その中に、日本

法令の外国語訳を促進するという事も入っております。

実際、私自身も関係省庁として翻訳作業に携わった経験から申しますと、お配りされている資料1の7ページにありますような業務フロー、先ほども各委員の方々から御発言がありましたけれども、分権的なやり方を続けていたら、たぶん今日、御指摘のあったような課題というのは全然、解決しない、そのまま落ち着くんじゃないかというふうに実感しております。業務フロー自体を見直す必要があるんじゃないかと。

それには政府の中での日本法令の外国語訳のプライオリティをもっと上げていく、政府の中でのプライオリティを上げていくについては、例えば、我々がやっている対日直接投資の観点からは、対日直接投資推進会議という会議がありますので、昨年の取りまとめの中にも位置付け、「抜本的加速する」という単語を使ってまとめておりますので、そういったこともあるんですけども、さらに、いわゆる政府全体の基本方針の中にも、文章では位置付けてあるんですが、もう少し中身のある形で位置付ける等によって変えていかないと、なかなか実現しないんじゃないかというふうに、今日、議論に参加して思った次第でございます。

そういったことで、それぞれ両方、私自身は担当してまいりますので、ぜひ法務省さんと相談しながら、そういったことがどこまでできるか検討していきたいというふうに考えております。

**柏木座長** ありがとうございます。

先ほど私は、今日の会議の御議論の内容を関係省庁連絡会議に報告すると申し上げましたけれども、その内容につきましては、座長に一任としていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

はい、ありがとうございます。

最後に、関係省庁連絡会議の議長であります法務省の金子司法法制部長から、一言、御挨拶をお願いします。

**金子委員** 本日は、誠に貴重な意見いただきまして、ありがとうございます。

大臣からもお話がありましたけれども、大変関心が高まって、特に、この臨時国会は、法務委員会での質疑においても、この話題が取り上げられました。大臣、政務官、あるいは私が何度も答弁に立って、お叱りを受けつつ迅速化あるいは質の高い翻訳をがんばりますということを約束してやっているところでございます。

本日、皆様からいただきました御意見は、責任を持って関係省庁連絡会議で、速やかに報告させていただきたいというふうに思っております。日本法令に関する情報の国際発信を推進できるよう、これからも取り組んでまいりますので、どうぞ今後とも御尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

**柏木座長** それでは、本日はこれをもって官民戦略会議を閉会といたします。

御協力ありがとうございました。

以上